

平成 22 年度静岡市発達障害者支援実態調査の実施結果について

1 調査の目的

発達障害のある人への支援について、その必要性などの判断基準やメニューそのものの確立や、個別支援計画作成等、支援のマニュアル化を推進し、本市における支援体制の充実・強化を図っていくため、市内における発達障害者の実態及びその支援実施状況について調査を実施しました。

2 調査項目

調査は、「支援の基本情報」、「支援に携わる一般職員の状況」及び「支援に関する取りまとめ担当職員の状況」について、資料 2-1 の調査票の内容に基づき行いました。

3 調査対象機関

市内の発達障害者支援に携わる行政窓口、保育園及び保健関係の以下の機関を対象に、平成23年1月6日（木）から21日（金）までの間に調査しました。

分野	調査対象機関
行政窓口	各福祉事務所（区役所）生活支援課（合計 3 課）
保育園	区内の障害児指定園の中から 1 園（合計 3 園）
保健関係	区内の保健福祉センターの中から 1 センター（合計 3 センター）

4 調査結果の概要（各調査項目と各項目の調査結果）

以下の結果は、行政窓口については 3 区役所の合計、保育園及び保健福祉センターについて、抽出調査した 3 園又はセンターの合計となっています。

ア 発達障害者支援の基本情報（平成22年4月1日～平成22年11月30日の状況）

(ア) 対象機関における発達障害者の把握人数（人）

行政窓口		保育園		保健福祉センター	
発達障害として各種申請を行った者の人数（窓口の記録に基づく）	1人	在席児童数	424人	健診受診者数	1歳半 2,798人 3歳児 2,865人
療育手帳 B 3 保有者数	43人	うち 支援を必要としている子どもの数（加配対象児童及び疑いのある児童）	79人	うち 気子フ対 なる一な にオロと なオ象と た子の 数の数	106人 100人
うち 障害福祉サービス利用者数	7人				

(イ) 発達障害に関する相談の受付件数及び概要

区分	行政窓口	保育園	保健福祉センター
件数	6件	101件(※)	419件
主な内容	制度やサービスに関すること	発育・保育や就学に関すること	言動、行動、発達に関すること

※ 園によっては、この件数以外にも、加配対象となっている児童の保護者を対象に、定期的（年4回程度）に相談を行っている

(ウ) 障害福祉サービスの支給状況及び内容（行政窓口のみ）

<療育手帳B3保有者7名と手帳を持たずにサービス利用をしている1人の利用>

就労移行支援	1人
移動支援	4人
児童デイサービス	2人
日中一時支援（放課後支援）	3人
短期入所	1人
知的障害入所更生（旧法）	1人

※ 重複してサービスを利用している人は、それぞれで計上

(エ) 個別支援計画の策定例（行政窓口及び保育園のみ）

行政窓口	保育園
・放課後支援を中心とした週間ケア計画表を作成	・児童一人ひとりの個別記録を作成 ・発達障害者支援センターと協働してサポートプランを作成

(オ) 関係機関との連携状況

発達障害者支援センター、保育園・幼稚園、保健福祉センター、家庭児童相談室、児童相談所、障害者更生相談所、心身障害児福祉センター、母子療育センター、小学校（就学予定先等）・特別支援学校、幼児言語教室、医療機関 など

イ 発達障害者支援に携わる一般職員（取りまとめ担当職員以外の職員）の状況

（平成22年4月1日～平成22年11月30日の状況又は平成22年12月1日現在の状況）

(ア) 発達障害に関する基礎知識

行政窓口	保育園	保健福祉センター
・概ね正しく理解しているが、職員によっては一部誤解していた人もいる。	・正しく理解している。	・正しく理解し、業務に活用している。

(イ) 発達障害に関する外部研修会への担当者参加状況

行政窓口	保育園	保健福祉センター
発達障害関係職員研修（国立秩父学園）	発達障害者支援センター主催研修、保育園園長会主催研修 ほか5機関	発達障害者支援センター主催研修 ほか7機関

(ウ) 発達障害に関する内部研修会の開催状況

行政窓口	保育園	保健福祉センター
特になし	・ケース検討 ・園内研修	・センター内ケースカンファレンス

(エ) 発達障害に関する情報提供体制（パンフレット、参考図書等の整備状況）

行政窓口	保育園	保健福祉センター
パンフレットを窓口に配架、基本書・市作成支援マニュアル冊子を所有	パンフレットを窓口に配架・保護者へ配布、参考図書を保護者へ貸出、基本書・市作成支援マニュアル冊子を所有	パンフレットを窓口に配架・面接時に手渡す、健診・各種教室時に参考図書を提示、基本書・市作成支援マニュアル冊子を所有

ウ 発達障害者支援に関する取りまとめ担当職員の状況

（平成22年4月1日～平成22年11月30日の状況又は平成22年12月1日現在の状況）

(ア) 取りまとめ担当職員の有無

区分	行政窓口	保育園	保健福祉センター
有無	無	有	無
対応状況	それぞれの職員が、担当職務の範囲で発達障害に対応している。	主任級又は副園長級の保育士が、中心となっている。	センター内で事例の共有・検討を行い、さらに所長・副主幹による確認を行っている。

以下、取りまとめ担当職員を配置している保育園の内容

(イ) 取りまとめ担当職員の内部及び外部関係機関への周知	取りまとめ担当の存在が内外に周知され、組織的に連絡・対応が取れている。
(ウ) 取りまとめ担当職員の発達障害関係各種会議（連絡会等）への参加状況	発達障害に特化した連絡会等はないが、各種連絡会などで連絡体制が図られている。
(エ) 一般職員と取りまとめ担当職員の役割分担	支援全般は担任保育士などが中心となっていく一方、その後方支援業務は取りまとめ担当職員が中心になって行っている。
(オ) 取りまとめ担当職員の情報収集体制	関係機関を通じて情報を収集し、それを園内の保育士等へ周知している。
(カ) 取りまとめ担当職員の連絡調整体制	内部職員相互及び外部機関との連絡調整は取りまとめ担当職員が行っている。

5 検討委員会における議論について

調査結果の報告をまとめるに当たり、今回の委員会では調査結果から見えてくる現状と課題や今後の支援体制の在り方についてを、以下の点から議論していただきます。

(1) 発達障害のある人の支援に関するニーズと支援体制について

① 発達障害のある人の支援に関するニーズについて

- ・ 今回の調査結果から、発達障害のある人は必ずしも障害福祉サービスを利用しているわけではないことが分かる一方、保育園や保健関係に多数の相談が寄せられており、何らかの支援を必要としていることが分かりました。
- ・ サービス利用だけに限らず、発達障害のある人に対する支援ニーズ全般はどのようなものであるのか、またニーズに対応した支援を関係機関がどのように提供していけばいいのかについて、検討する必要があります。

② 発達障害のある人への支援体制について

- ・ これまでの検討委員会では、支援体制整備に求められているものとして、主に次の2点が挙げられました。
 - ア ライフステージに応じた一貫した支援を提供していくこと
 - イ それぞれの障害特性やニーズに合わせた個別の支援を展開していくこと
- ・ 今回の調査結果を踏まえて、個別支援のために各機関での取組み手法を他の機関でも共有化していくための方法や、一貫した支援のための情報引継ぎ体制を強化していくための方法を検討していく必要があります。

(2) 今後の調査手法について

① 発達障害の実態把握について

- ・ 今回の調査では、間接的な方法により発達障害のある人の数を把握しましたが、特に行政窓口では定まった統計項目がないことから、把握が困難であることが分かりました。
- ・ 支援体制を考える際に、そもそも数を把握することが必要かといったことや、もし必要とされる場合の客観的な把握方法を検討していく必要があります。

② 調査様式について

- ・ 今回は、各調査機関（分野）に共通の様式を用いて、調査を行いました。
- ・ しかし、機関によっては調査項目が実態にそぐわない部分があり、実情を把握し難くなった部分もあるため、今後は、調査機関（分野）ごとに、細やかな調査票を設ける必要があります。

③ 調査対象・調査範囲について

<他の行政窓口への調査>

- ・ 今回は、身体・知的障害のある人への支援を中心とする行政窓口を対象に実施しました。
- ・ しかし、発達障害のある人は他の行政窓口に多数、お見えになられていると推測されますため、行政窓口の調査対象について、見直しを行う必要があります。

<学童期や成人分野の関係機関への調査について>

- ・ 今回は、保育園での支援や、保健福祉センターにおける健診内容について調査を行った結果、主に乳幼児期の支援の内容が中心となりました。
- ・ 今後は、学童期・成人分野の関係機関についても調査する必要があります。

6 最終報告について

今回の議論を踏まえ、調査結果の考察や委員会での検証内容をまとめた上で、最終的に報告書を作成し、公表することとします。